

# 四国医療福祉専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、福祉及び医療を中心にした人材の育成、並びに広く社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、四国医療福祉専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校は、香川県高松市上之町2丁目12番30号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、学級数、定員、学年、学期および休業日

### (課程、学科、修業年限、学級数および定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、学級数および定員は、次の表のとおりとする。

課程	学科	昼夜別	修業年限	学年の定員	学年学級数	総定員
福祉専門課程	介護福祉学科	昼	2年	40名	1学級	80名
	医療事務学科	昼	2年	30名	1学級	60名
医療専門課程	臨床工学学科	昼	3年	40名	1学級	120名

### (学年および学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
ただし、介護福祉学科のみ第2項に規定する後期に入学した者の学年は10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。

2 本校の学期は次のとおりとする。

- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 夏季休業 9月1日から9月30日まで
- 冬季休業 12月26日から翌年1月9日まで
- 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- 開校記念日
- その他の休業日

2 校長は前項第3号から第5号に掲げる休業日の総数以内で、その期日を変更することがある。

3 前項第7号の期日は、校長が定める。

4 校長は、教育上必要があると認める時は、第1項に掲げる休日に授業を行うことができる。

5 校長は、非常変災その他緊急の事情があると認める時には、臨時に授業を行わないことができる。

## 第3章 入学、休学、復学、退学および賞罰

### (入学時期)

第7条 本校の入学時期は、学年の始めとする。  
但し、介護福祉学科のみ4月1日と10月1日とする。

### (入学資格)

第8条 学校教育法第90条に基づき本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 高等学校を卒業した者
- 高等専修学校の第3学年を修了し、大学受験資格を得た者
- 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 大学入学検定試験に合格した者

(入学者の選考、入学手続き)

第9条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学を希望する者は、所定の入学願書に第22条に定める入学検定料を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。
- (2) 本校の入学は、入学考査に基づき校長が許可する。
- (3) 本校に入学の許可を受けた者は、所定の誓約書と入学金を指定の期日までに校長に提出し、納付しなければならない。
- (4) 前項に定める手続きが指定の期日までに行われないうちは校長は入学許可を取り消すことができる。

(転入学)

第10条 本校の専門課程に転入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程在籍者で校長が適当と認めたものとする。

1. 転入学の時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第11条 本校の専門課程に編入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程卒業者もしくは中途退学者で校長が適当と認めたものとする。

1. 編入学の時期は、学年の始めとする。

2. 教育上有益と認めるときは、入学前に行った大学、短期大学、専修学校専門課程における授業科目の履修を本校における授業科目の履修と認めることができる。ただし、本校の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(休学、復学)

第12条 学生が病気その他の理由により2か月以上の休学する時は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。

3 休学者が復学しようとする場合は、その旨を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、その理由を記載し保証人連署の上校長の許可を受けなければならない。

(褒賞)

第14条 校長は成績並びに性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を、褒賞することができる。

(懲戒)

第15条 校長および教員は、学生がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、またその本分に反した行為があり、教育上必要があると認められる時は、当該学生に懲戒を加えることができる。

2 前項に規定する懲戒のうち退学、停学および訓告の処分には校長がこれを行う。

3 前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの

#### 第4章 履修方法及び卒業

(教育課程及び授業時間)

第16条 本校における年間授業時間数、年間授業日数、授業科目、単位数は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 年間授業時間数及び年間授業日数は次の各号の掲げる内容を基準とする。

- (1) 年間授業時数は、800時間以上とする。
- (2) 年間授業週数は、30週以上とする。
- (3) 週間授業時数は、27時間以上とする。
- (4) 年間授業日数は、150日以上とする。

3 本校において行う講義、演習、実習の単位基準は、講義1単位(15時間) 演習1単位(30時間) 実習1単位(45時間)とする。

4 授業時間は「別表1」のとおりとする。

5 授業科目、単位数は「別表3」のとおりとする。

(成績評価)

第17条 学生が教育指導計画に従って授業科目を履修した場合には、その成績を評価して合格した者には単位を与える。

2 成績の評価は、単に試験の成績だけでおこなうものではなく、試験の成績に平素の学習状況、出席状況、レポートの提出状況等を加味した上で総合的に行う。

3 出席日数が、講義・演習3分の2、実習5分の4以下の場合には、理由の如何を問わず、単位を認定しない。

4 成績評価の結果は、A・B・C・Dをもって表わし、Dを不合格とする。

- 5 実習などの一部の科目については、正常に授業を受けた者に対して単位の認定をする。
- 6 成績の評価は、100点を最高点として行い得点との関係は、80点以上A、70点以上B、60点以上C、59点以下Dとする。

(履修の認定)

第18条 カリキュラム変更により、休学等により旧カリキュラムの授業が受けられない場合は、校長が認めた履修科目は、新カリキュラムの科目として履修認定を行うことができることとする。

(2) 本校に設置する学科を卒業後、他学科に編入学する場合、校長が認めた履修科目は、編入学する学科の科目として履修認定を行うことができることとする。

(卒業)

第19条 卒業に必要な単位数は「別表3の2」のとおりとし、卒業試験に合格した者とする。

## 第5章 教職員組織

(教職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 12名以上
- (3) 事務員 4名以上
- (4) 学校医 1名

2 本校には、前項各号に掲げる教職員のほか、必要な教職員を置くことができる。

3 校長は教員を兼ねることができる。

(職務)

第21条 教職員の主たる職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- (2) 教員は、学生の教務に従事する。
- (3) 事務職員は、事務に従事する。
- (4) 学校医は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第22条の規定に基づき、学校における保健、衛生管理に関する、専門事項をつかさどる。

## 第6章 学生納付金その他

(入学検定料)

第22条 入学試験に際して、「別表2」に規定する入学検定料を徴収する。

(入学金、授業料等)

第23条 入学金、授業料等は「別表2」のとおりとする。

(納付)

第24条 授業料等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が、正当な理由がないのに授業料等を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められる時は、校長は、退学を命ずることがある。

3 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。

ただし、入学前年度の3月31日までに入学辞退した者に限り例外とする。

(貸付)

第25条 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の貸し付けを受けることができる。

- (1) 成績優秀にして学費継続困難なる者
- (2) 成績優秀にして入学意志を有するも、家庭貧困で入学困難なる者

(免除)

第26条 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の免除を受けることができる。

- (1) 身体障害者で市町村長の推薦のあった者
- (2) 生活保護を受けている子女で市町村長の推薦のあった者

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回学校の定めるところにより実施する。

## 第7章 聴講生制度

### (聴講生制度)

第28条 本校を卒業した後、臨床工学技士国家試験に不合格であり、本校の講義を受講希望する者があるときは、聴講生として聴講することを認めることができる。

2 聴講生に関して必要な事項は、別途定める。

### (不適用)

第29条 聴講生は本学則第8条、第10条、第11条、第12条、第16条、第17条、第18条、第19条、第22条、第23条、第27条を適用しない。

### (聴講生資格)

第30条 本校の聴講生資格は、本校臨床工学学科を卒業し、国家試験に不合格であった者とする。

### (聴講料)

第31条 聴講料として前期150,000円、後期150,000円を徴収する。

## 第8章 雑則

### (雑則)

第32条 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附則

1. この学則は、平成11年4月1日より実施する。
2. この学則は、平成12年4月1日より実施する。
3. この学則は、平成15年4月1日より実施する。
4. この学則は、平成16年4月1日より実施する。
5. この学則は、平成17年4月1日より実施する。
6. この学則は、平成20年4月1日より実施する。
7. この学則は、平成21年4月1日より実施する。
8. この学則は、平成22年4月1日より実施する。
9. この学則は、平成21年10月1日より実施する。
10. この学則は、平成22年4月1日より実施する。
11. この学則は、平成23年4月1日より実施する。
12. この学則は、平成24年4月1日より実施する。
13. この学則は、平成26年4月1日より実施する。
14. この学則は、平成30年4月1日より実施する。
15. この学則は、平成31年4月1日より実施する。
16. この学則は、令和3年4月1日より実施する。
17. この学則は、令和4年4月1日より実施する。
18. この学則は、令和5年4月1日より実施する。

### 別表1 第16条4項関係

時 限	開始時刻	終了時刻	授業時間
第1時限	9時00分	10時30分	90分
第2時限	10時40分	12時10分	90分
第3時限	13時10分	14時40分	90分
第4時限	14時50分	16時20分	90分

週間授業日は、原則として月曜日から金曜日とする。

別表2 第22条23条関係

1 学則第22条の入学検定料は、20,000円とする。

2 学則第23条の授業料等は次のとおりとする。(金額単位-円)

課程	学科	生徒納付金	
		入学金	授業料
福祉専門課程	介護福祉学科	100,000	910,000
医療専門課程	医療事務学科	100,000	760,000
	臨床工学学科	200,000	1,310,000
備考	<p>1 入学金は入学時のみ徴収する。</p> <p>2 授業料は年額とする。</p> <p>3 入学金等の納期は、次の各号に掲げる納付金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1.入学金、1年次前期授業料は指定された期日までに納入する。</p> <p>2.授業料は、次の日までに納入する。</p> <p>(1) 2年次以降前期納入日 4月30日</p> <p>(2) 後期納入日 10月31日</p> <p>但し、後期に入学した者は、上記納入日のそれぞれ6ヶ月後とする。</p>		

別表3 介護福祉学科

区分	科目名	必選の別	履修方法	時間	単位	時間（学年別）				
						1年次		2年次		
						前期	後期	前期	後期	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	必修	講義	30	2	30			
		人間関係とコミュニケーション	必修	講義	60	4	30		30	
	社会の理解	社会福祉A	必修	講義	30	2	30			
		社会福祉B	必修	講義	30	2		30		
	国家試験対策	国家試験対策（人間と社会）	必修	講義	30	2				30
	選択科目	レクリエーション概論	選必	講義	30	2	30			
		情報機器の操作と活用	選必	演習	60	2			30	30
		介護の図画・工作	選択	演習	30	1	15	15		
高齢者の運動支援		選択	演習	30	1		30			
手話		選択	演習	30	1				30	
	点字	選択	演習	30	1				30	
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	必修	講義	60	4	60			
		介護の基本Ⅱ	必修	講義	60	4		60		
		介護の基本Ⅲ	必修	講義	60	4			30	30
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	必修	講義	30	2	30			
		コミュニケーション技術Ⅱ	必修	演習	30	1		30		
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	必修	演習	60	2	30	30		
		生活支援技術Ⅱ	必修	演習	90	3	60	30		
		生活支援技術Ⅲ	必修	演習	90	3		60	30	
		生活支援技術Ⅳ	必修	演習	30	1			15	15
		家事生活支援技術Ⅰ	必修	演習	30	1	30			
		家事生活支援技術Ⅱ	必修	演習	30	1		30		
	介護過程	介護過程Ⅰ	必修	演習	30	1		30		
		介護過程Ⅱ	必修	演習	60	2			60	
		介護過程Ⅲ	必修	演習	60	2				60
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	必修	演習	30	1	30			
		介護総合演習Ⅱ	必修	演習	30	1		30		
		介護総合演習Ⅲ	必修	演習	30	1		30		
		介護総合演習Ⅳ	必修	演習	30	1			30	
介護総合演習Ⅴ		必修	演習	30	1				30	
国家試験対策	国家試験対策（介護）	必修	講義	30	2				30	
介護実習	介護実習	必修	実習	450	10		290		160	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	必修	講義	30	2	30			
		発達と老化の理解Ⅱ	必修	講義	30	2		30		
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	必修	講義	30	2	30			
		認知症の理解Ⅱ	必修	講義	30	2			30	
	障害の理解	障害者福祉論	必修	講義	30	2		30		
		障害の理解	必修	講義	30	2			30	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	必修	演習	60	2	60			
		こころとからだのしくみⅡ	必修	演習	30	1		30		
		こころとからだのしくみⅢ	必修	演習	30	1			30	
	国家試験対策	国家試験対策（こころとからだのしくみ）	必修	講義	30	2				30
医療的ケア	医療的ケア概論	必修	講義	90	6		30	60		
	医療的ケア演習	必修	演習	60	2			60		
合 計				2220	94	2220				

別表 3の2 介護福祉学科

卒業に必要な単位数は91単位とし、内訳は次のとおりとする。

	必修科目	選必科目	選択科目	合 計	備 考
人間と社会	12	2	3	17	略 選必科目－選択必修科目  数字－単位数
介 護	48	0	0	48	
こころとからだのしくみ	18	0	0	18	
医療的ケア	8	0	0	8	
合 計	86	2	3	91	

別表3 医療事務学科

区分	科目名	必修の別	2年コース		時間・単位数(学年別)					
			履修法	時間	1年次			2年次		
					時間		単位	時間		単位
					前期	後期		前期	後期	
基礎分野	文書表現	必修	講義	60	30	30	4			
	実用英語	必修	講義	60	30	30	4			
	社会福祉	必修	講義	30				30		2
	秘書概論	必修	講義	60		30		30		4
専門分野	医療事務Ⅰ	必修	講義	150	60	90	10			
	医療事務Ⅱ	必修	講義	90				90		6
	医療実務演習	選択	演習	60					60	2
	医療事務総論	必修	講義	30	30		2			
	病院管理学	必修	講義	30				30		2
	医療情報学	必修	講義	30		30	2			
	医療関係法規	必修	講義	30	30		2			
	医療秘書論	必修	講義	30				30		2
	解剖生理学	必修	講義	30	30		2			
	医学基礎知識	必修	講義	30		30	2			
	医療用語	必修	講義	30		30	2			
	薬の知識	必修	講義	30				30		2
	介護保険事務	必修	講義	60				60		4
	調剤事務	必修	講義	60	60		4			
	歯科事務	必修	講義	60				60		4
	手話	必修	講義	30	30		2			
	簿記	必修	講義	90	90		6			
	会計実務演習	選択	演習	60					60	2
	Word演習	必修	演習	60	60		2			
	Excel演習	必修	演習	60		60	2			
	医事コンピュータ演習Ⅰ	必修	演習	60		60	2			
	医事コンピュータ演習Ⅱ	必修	演習	60				60		2
	計算事務	必修	演習	30	30		1			
簿記検定対策	必修	演習	90		90	3				
医療事務検定対策	必修	演習	180		30		150		6	
検定対策Ⅰ	選択	演習	60					60	2	
検定対策Ⅱ	選択	演習	60					60	2	
社会実務	選択	演習	30	10	10		10		1	
実習	施設実習	必修	実習	90				90		2
	実習ガイダンス	必修	演習	30				30		1
合計				1,950	1,010		52	940		46

別表 3の2 医療事務学科

卒業に必要な単位数は93単位とし、内訳は次のとおりとする。

	必修科目	選択科目	合計	備考
基礎分野	14	0	14	数字-単位数
専門分野・実習	75	4	79	
合計	89	4	93	





専門分野	生体機能代行技術学	呼吸療法装置学	必修	60		2			60	2			
		呼吸療法装置学実習Ⅰ	必修	45			1		45	1			
		呼吸療法装置学実習Ⅱ	必修	45			1				45	1	
		体外循環装置学	必修	60		2			60	2			
		体外循環装置学実習Ⅰ	必修	45			1		45	1			
		体外循環装置学実習Ⅱ	必修	45			1				45	1	
		血液浄化装置学	必修	60		2			60	2			
		血液浄化装置学実習Ⅰ	必修	45			1		45	1			
		血液浄化装置学実習Ⅱ	必修	45			1				45	1	
		生体機能代行技術学	必修	60	2	1		60	3				
	医療安全管理学	医療安全管理学Ⅰ	必修	30	2			30	2				
		医療安全管理学実習	必修	45			1	45	1				
		医療安全管理学Ⅱ	必修	60		2					60	2	
		医用治療機器学②	必修	30		1				30	1		
		生体計測装置学②	必修	30		1					30	1	
	関連臨床医学	臨床医学総論	必修	30	2						30	2	
		呼吸系医学	必修	15	1						15	1	
		循環器系医学	必修	15	1						15	1	
		腎臓、泌尿器系医学	必修	15	1						15	1	
		感染系医学	必修	15	1						15	1	
		麻酔集中治療医学	必修	15	1						15	1	
	臨床実習	実習事前指導	必修	30		1			30	1			
		実習事後指導	必修	30		1					30	1	
		臨床実習（血液浄化療法）	必修	45			1				45	1	
		臨床実習（呼吸療法）	必修	45			1				45	1	
		臨床実習（循環器関連業務）	必修	45			1				45	1	
		臨床実習（治療機器）	必修	45			1				45	1	
		臨床実習（医療機器管理業務）	必修	45			1				45	1	
	臨床工学	必修	90		3						90	3	
	合計			2745	66	33	17	885	43	960	39	900	34

別表3の2

卒業単位は113単位とし、内訳は次のとおりとする。

	必修科目	選必科目	合計	備考
基礎分野	15	0	15	数字=単位数
専門基礎分野	40	2	42	
専門分野	56	0	56	
	111	2	113	